

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和 41 年岩手県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																							
<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき</p> <p>当該旅行に要する運賃（岩手県東京事務所の宿泊施設に宿泊するときは、当該宿泊施設に宿泊した場合において支給される日額旅費の 10 分の 1 に相当する額を超える場合は、その超える額）</p> <p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第 1 区</th> <th>第 2 区</th> <th>第 3 区</th> <th>第 4 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 級以上又は技能職等給料表の 5 級以上の職務にある者</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>3 級若しくは 2 級又は技能職等給料表の 4 級以下 2 級以上の職務にある者</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北自治研修所の研修</td> <td>2,750 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能力開発研修及び専門研修</td> <td rowspan="2">公用の宿泊施設</td> <td>岩手県東京事務所</td> <td>10,100 円</td> </tr> <tr> <td>エスポワールいわて</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他これに準ずる宿泊施設</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>		区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	4 級以上又は技能職等給料表の 5 級以上の職務にある者	[略]				3 級若しくは 2 級又は技能職等給料表の 4 級以下 2 級以上の職務にある者	[略]				[略]	[略]				区 分	日 額	摘 要	[略]			東北自治研修所の研修	2,750 円		能力開発研修及び専門研修	公用の宿泊施設	岩手県東京事務所	10,100 円	エスポワールいわて	[略]	その他これに準ずる宿泊施設	[略]		[略]		[略]			<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき</p> <p>当該旅行に要する運賃</p> <p>別表第 2（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第 1 区</th> <th>第 2 区</th> <th>第 3 区</th> <th>第 4 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 級以上又は技能職等給料表の 4 級以上の職務にある者</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>2 級又は技能職等給料表の 3 級若しくは 2 級の職務にある者</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 3（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>日 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北自治研修所の研修</td> <td>2,650 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">能力開発研修及び専門研修</td> <td rowspan="2">公用の宿泊施設</td> <td>エスポワールいわて</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他これに準ずる宿泊施設</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>		区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	3 級以上又は技能職等給料表の 4 級以上の職務にある者	[略]				2 級又は技能職等給料表の 3 級若しくは 2 級の職務にある者	[略]				[略]	[略]				区 分	日 額	摘 要	[略]			東北自治研修所の研修	2,650 円		能力開発研修及び専門研修	公用の宿泊施設	エスポワールいわて	[略]	[略]		その他これに準ずる宿泊施設	[略]		[略]		[略]		
区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区																																																																																					
4 級以上又は技能職等給料表の 5 級以上の職務にある者	[略]																																																																																								
3 級若しくは 2 級又は技能職等給料表の 4 級以下 2 級以上の職務にある者	[略]																																																																																								
[略]	[略]																																																																																								
区 分	日 額	摘 要																																																																																							
[略]																																																																																									
東北自治研修所の研修	2,750 円																																																																																								
能力開発研修及び専門研修	公用の宿泊施設	岩手県東京事務所	10,100 円																																																																																						
		エスポワールいわて	[略]																																																																																						
	その他これに準ずる宿泊施設	[略]																																																																																							
		[略]																																																																																							
[略]																																																																																									
区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区																																																																																					
3 級以上又は技能職等給料表の 4 級以上の職務にある者	[略]																																																																																								
2 級又は技能職等給料表の 3 級若しくは 2 級の職務にある者	[略]																																																																																								
[略]	[略]																																																																																								
区 分	日 額	摘 要																																																																																							
[略]																																																																																									
東北自治研修所の研修	2,650 円																																																																																								
能力開発研修及び専門研修	公用の宿泊施設	エスポワールいわて	[略]																																																																																						
		[略]																																																																																							
	その他これに準ずる宿泊施設	[略]																																																																																							
		[略]																																																																																							
[略]																																																																																									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県教育委員会日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。